

令和元年度
加古川観光ガイドパンフレット及びポスター
「ゆらり、かこがわ」制作委託業務
業者選定募集要領

加古川観光協会
(令和元年9月)

1 目的

加古川市の観光ガイドパンフレット及びポスター「ゆらり、かこがわ」（以下「観光ガイド等」という）を制作し、近隣市町・市内公共施設等に設置することにより、加古川市の観光をPRするため。

2 業務の概要

- (1) 業務名 加古川観光ガイドパンフレット及びポスター「ゆらり、かこがわ」制作委託業務
- (2) 制作物 ①加古川観光ガイドパンフレット（11月下旬・3月上旬発行）
②ポスター（11月下旬のみ作成）
- (3) 業務内容 ①紙面内容の提案業務
（A 3両面二つ折り。11月下旬分のメインテーマ「市内の御朱印」）
※3月上旬発行分のメインテーマは今後決定
②写真撮影及び取材業務（観光ガイド等の表紙及びポスターの写真撮影及び中面の写真撮影、取材業務）
③紙面レイアウト及び記事編集業務
④制作過程で必要に応じての校正業務
⑤印刷、配布、及びJRへの提出業務
（配布については、加古川観光ガイド等の制作毎に、JRの駅貼りポスター「ポスター・ポケットプラス」を利用する。《三ノ宮駅（4週間）・姫路駅（4週間）・明石駅（2週間）・摂津本山駅（2週間）》に約2,000部、加古川観光協会へ残部を直接配布する。）
⑥その他、上記業務実施にあたって必要な業務
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年3月27日（金）まで

3 施行予定額（予算額）

1,800,000円（消費税10%込）

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) 参加者は、指定期日までに加古川観光協会に提案書等を提出するものとする。
- (2) 加古川観光協会は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (3) 契約候補者との協議が整わない場合は、加古川観光協会は次点者と協議を行うものとする。

5 企画提案について

(1) 企画提案書等の提出

参加者は、「2業務の概要」の「(3)業務内容」に記載の①～③について、仕様書に基づき、考える最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企

画提案は1社につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書

ア 企画提案（A4版、片面で4ページ以内）

イ 「ゆらり、かこがわ」試作版（A3両面2ページ（A4換算で4ページ））

ア・イは別紙企画提案書作成要領を参照のうえ作成し、別葉とすること。

② 見積書

見積書には、履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記載し、押印のこと）。金額は消費税10%込みの金額を記入すること。

(2) 提出部数 原本1部、副本5部

(3) 提出の期限、方法及び場所

① 提出期限：令和元年10月16日（水）17時必着

② 提出方法：直接加古川観光協会窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

③ 提出先：加古川観光協会

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 701

加古川駅前立体駐車場ビル2階

※ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、加古川観光協会が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

6 契約候補者等の選定

(1) 契約候補者等の選定については、加古川観光協会にて企画提案書の内容等を書類審査し、審査基準に基づき、「ゆらり、かこがわ」制作委託業務プロポーザル選定委員会において契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は採点者の多数決で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

(2) 最低基準

見積額を除いた点数の合計が60点を下回った場合は、契約候補者等としない。

7 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

加古川観光協会は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

また、協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。
ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、予算を超えない範囲で協議する。

(3) 契約書について

契約書は、加古川観光協会が用意したものを使用する。

8 日程および提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
募集開始	令和元年9月27日(金)	募集要領 仕様書 審査基準	市⇒参加依頼者
企画提案書等提出	令和元年10月16日(水) 17時まで(必着)	企画提案書 見積書 (どちらも原本1部、副本5部)	参加者⇒市
審査 選定結果等の発送	令和元年10月18日(金)までに発送	結果通知	市⇒参加者
契約締結者との協議	令和元年10月21日(月)まで	—	—
次点者との協議 ※1	令和元年10月22日(火)まで	—	—
契約締結日(予定)	令和元年10月下旬	(契約書)	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

9 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 施行予定額(予算額)を越える価格提案を行った場合
- ② 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ③ 募集要領に定める事項に違反した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ⑤ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑥ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) 業者選定の過程で得た情報等は加古川観光協会に帰属し、加古川観光協会は調査手段等を含め公開・配布できるものとし(個人情報を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として加古川観光協会の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については加古川観光協会の許可なく開示できないこととする。

- (5) 提出された企画提案書等は返却せず加古川観光協会の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜加古川観光協会が判断するものとする。

10 問い合わせ先

加古川観光協会

電 話：079-424-2170（直通）

F A X：079-424-2180

E-mail：katsudemi@kako-navi.jp

以 上